

(意見提出様式)

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正（素案）」

★ 住 所	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟
★ (ふりがな) 氏 名 (団体名、企業名)	ほっかいどうしょうひしゃきょうかい (一社) 北海道消費者協会
電 話 番 号 (FAX番号)	011-221-4217 011-221-4219
メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
ご 意 見	
<p>条例の一部改正に反対です。</p> <p>北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例は、食の安全・安心を求める道民の期待に応えた優れた条例と評価します。</p> <p>今回の条例改正は、突き詰めると、遺伝子組換え（GM）技術で開発した青いコチヨウランなどの観賞用作物を道内で流通させることだけが目的としか思えません。</p> <p>条例改正案では、食用や飼料用のGM作物以外は、一律に規制対象外とします。ユリのように花は鑑賞に供し、根は食料となる作物もあります。観賞用と称し将来、どのようなGM作物が開発されるかも予見はできません。</p> <p>現在、国が承認する観賞用のGM作物は、青いカーネーション、青いバラ、青いコチヨウランなどわずか11種です。その流通のためだけに食用や飼料用以外のGM作物を一律に認めることは早計であり、将来を考えると危険であると言わざるを得ません。</p> <p>北海道の先進的な条例が後退するのは本末転倒に思えます。</p>	
【意見の提出先及び問い合わせ先】 北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 <電 話> 011-204-5427 <ファクシミリ> 011-232-7334 <電子メール> shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp	

※1 この様式以外で提出いただいても構いません。

※2 内容確認に係るご連絡のため、★マークの付された項目は必ず御記載をお願いします。
それ以外の事項は、差し支えなければ御記載ください。